

石巻地域の会通信

<連絡先>

電話：090-7932-4291(日野)

Fax：050-7554-1968

syokyaku.hantai@gmail.com

大崎住民訴訟控訴審第1回口頭弁論に参加を！

「大崎住民訴訟 控訴審の審理を前に」

弁護士 松浦 健太郎

【はじめに】

2023年10月4日言渡しの一審判決に対し、10月16日に控訴を提起しました。控訴提起後50日以内に、控訴の理由を提出する必要があるので、12月5日、控訴理由書を提出いたしました。控訴理由の冒頭で一審判決の問題点と控訴審で求めることについて主張しましたので、その概要をご紹介します。

【判断枠組みの問題】

(1)一審判決は、被告の裁量権(判断の幅)の範囲の逸脱又は濫用と評価される場合として、「全くの事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど」という規範を示しました。

(2)このような規範は、裁量逸脱・濫用の判断時点を限定(本件公金支出の時点以降)した上に、事実認識についても「全く」著しく「など」と、その適用範囲を不当に狭める(裁量逸脱・濫用にならない方向)ものになっています。控訴理由では、本件組合が本件公金支出をするに至り、必要な調査義務を尽くしたか、住民の不安を解消したか、というような判断過程をも審査でき、かつより裁判所が厳格に被告の判断に介入できる基準として、「基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くもの」と認められる場合に当たると主張しています。

控訴理由では、本件組合が本件公金支出をするに至り、必要な調査義務を尽くしたか、住民の不安を解消したか、というような判断過程をも審査でき、かつより裁判所が厳格に被告の判断に介入できる基準として、「基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くもの」と認められる場合に当たると主張しています。

【本件覚書及び本件申し合わせ違反に関する審理及び判断の問題】

(1)一審判決は、各文書の目的・趣旨に言及することなく、セシウム134及び137は本件覚書2条の「重金属物質」に該当しない本

件試験焼却は本件申し合わせ4項の「機能・設備を変更する場合」に該当しない、一定の協議がなされたので本件覚書9条に反しない、本件申し合わせ5項は努力義務を定めたものに過ぎない等として、本件試験焼却は本件覚書及び本件申し合わせに違反しないと結論づけました。

(2)このような一審判決の論は、あまりに形式的かつ乱暴な条項解釈であり、裁判所の法的判断とは到底いえない低レベルのもので、しかも深刻な問題は、一審判決が、本件申し合わせ4項の解釈に際して行った手法です。本件申し合わせの前文には「地元住民の環境を今後とも守る為、次のとおり申し合わせいたします。」という文言が存在しています。この文言が、本件申し合わせの目的・趣旨を明示するとともに、本文の各条項の解釈指針となる極めて重要な意味を有していることは明らかです。にもかかわらず、一審裁判所は、判決文中の「前提事実」に、「地元住民の環境を今後とも守る為、次のとおり申し合わせいたします。」の文言を記載しなかったのです。一審裁判所がこのことを知らないはずはないことから、意図的に、上記文言を判決文に記載せず、この文言がないことを前提に4項の解釈を行ったのです。

(3)また、本件申し合わせ4項は、当初は「機能・設備等を変更する場合は地元住民に事前に説明し合意を得るものとする。」と規定されていましたが、本件組合合併後に改めて締結され、その際に「機能・設備を変更する場合は地元住民に事前に説明し合意を得るものとする。」という規定になりました。この前後で文言が「機能・設備等」から「機能・設備」になっていますが、本件申し合わせは組合合併に伴い改めて締結されたものであり、その際に「等」削除に関する議論もなかつたことから、前後で申し合わせの内容に変化がないと誰もが考えていたはず

です。ところが、一審裁判所は、異常なまでに、本件申し合わせの文言は「機能・設備」であり「機能・設備等」ではないと繰り返し強弁し、「機能・設備を変更する場合」に本件試験焼却は該当しないと述べているのです。これは、原審裁判所が、試験焼却は「機能・設備の変更」には該当しないが、「機能・設備等の変更」には該当すると判断し、この判断を回避するために、4項の文言を「機能・設備」に限定することに固執したものと考えられます。

(4)このように一審判決の魂胆を批判したところですが、控訴理由書では、改めて、覚書や申し合わせについて、趣旨・目的(環境保全条項)から遡った解釈をしていくべき旨主張しております。一審判決ではこの点について審理不十分となっており、控訴審ではこの点の審理を再度求めていく必要があります。

【住民の平穏な生活権(人格権)侵害に関する審理及び判断の問題】

(1)放射線の人体への影響には、確定的影響として脱毛・白内障・皮膚障害等、確率的影響としてがん・白血病・遺伝性影響等があり、確率的影響にはしきい線量はないと仮定されています。

この科学的知見に基づき、廃棄物処理法及び同関連規則等は、100Bq/kgを超え放射能汚染物質及びこれによって汚染された

大崎住民訴訟控訴審 第1回口頭弁論

日時:2024年1月25日(木)15時~
場所:仙台高等裁判所101号法廷
報告集会:仙台弁護士会館4F(予)



大崎住民訴訟 報告集会

物は、同法の「廃棄物」に該当しないとして、市町村の焼却処分を禁止、低レベル放射性廃棄物処理施設で長期間保管しなければならぬ等、厳格な管理が必要であるとしました。したがって、焼却施設で本来基準である100 Bq/kgを超える放射性廃棄物が焼却され、その焼却灰が最終処分施設に処分された場合、その周辺の住民が健康に不安を抱くのは当然のことです。本件において焼却・最終処分される放射性廃棄物は本来基準の8000 Bq/kg以下のものであり、当該施設周辺の住民である控訴人らの平穏生活権が侵害されたことは明らかです。

(2) 他方、被控訴人は特措法第17条及び同関連規則が、福島第一原子力発電所由来の放射性物質について、セシウム134及びセシウム137が合計8000 Bq/kg以下であれば、放射性物質が含まれていない廃棄物同様の焼却が可能になったこと、本件指定基準は国際放射線防護委員会(ICRP)等の基準を達しているため、人体への影響はないと主張し、さらに、焼却施設のバグフィルターの捕捉率は99.9%であるため、セシウムが焼却施設外に漏出することはないと反論していました。

(3) これに対し、控訴人らは、現在も本件指定基準が適用される廃棄物は福島第一原子力発電所由来の放射性物質の廃棄物だけであり、それ以外の廃棄物に対しては本来基準が適用されており、このことは、特措法制定後も、放射性物質の人体に与える影響に変わりなく、控訴人らの平穏な生活権は侵害されていないと反論しました。

また、ICRP等の基準は、外部被ばくが主眼に置かれているに過ぎず、現在では、内部被ばくの人体への影響が科学的に裏付けられていると主張し、その立証のために、専門家の証人尋問を行うことを原審裁判所に繰り返し強く求めました。

さらに、原審継続中に実施された西部玉造クリーンセンターの排ガス測定によってバグフィルターが99.9%の捕捉率など有していないことが明らかになるとともに、大崎市が実

施した土壌調査の結果、リネン吸着法による調査、住民の尿検査等の科学的方法によって、試験焼却・本焼却による放射線濃度の上昇が確認されていることを、具体的に立証し、専門家の証人尋問を行うことを求めました。

(4) しかし、一審裁判所は、特措法の本件指定基準を所与の前提として審理し結論を出しただけでした。一審裁判所は、その審理において、控訴人らが求めた本件指定基準自体の問題を立証するための専門家証人尋問を全て却下し、科学的検証を行わなかったのです。

控訴理由書では、改めて、人格権侵害の実態や内部被ばくの健康リスク等を主張立証しておりますが、このような人格権侵害の身上について議論も、一審判決では審理不十分となっており、控訴審ではこの点の審理を再度求めていく必要があります。

【控訴審裁判所に求めること】

控訴理由書において、控訴人らは、住民と本件組合間で締結された公害防止協定である本件覚書及び本件申し合わせを本件組合に遵守させること、本来の基準を超える試験焼却及び本焼却によって平穏な生活権(人格権)が侵害されたことの救済を司法に求めていましたが、上記の原審裁判所の審理と判断に接し、司法に対する強い失望と憤りを感じているとし、控訴審では、原審の行った審理と判断の問題を厳しく検証し、上訴審として審理を尽くし、住民の司法に対する信頼を回復することを強く求めました。

放射能汚染廃棄物 県外焼却反対!
秘密裏の県外搬出を即時停止を!
県外搬出先の公開を求める!

大崎市が進めてきた放射能汚染廃棄物の「県外搬出・焼却」が「終了した」と報じられました。処理業者を宮城県が仲介する方法で強行し、しかも、搬出先や処理業者の情報が大崎市民や搬出先の住民にも知らされず、秘密裏に行われたのです。

大崎市民は、質問書や公文書開示請求を大崎市や宮城県に行い、その内実が日々明らかになりつつあります。宮城県は、公文書開示で仲介が明らかになっているにも関わらず、大崎市民の質問に「県外焼却は自治体が決めたこと」と責任回避の答弁をし、市民側の面談要求を拒否するという姿勢です。

委託を受けた県外の事業者が県外で焼却し、民間の処分場に焼却灰を埋めるということですが放射線モニタリングがしっかり行われていないとはとても思えません。搬出先の住民の平穏な生活権が無視されている可能性があります。大崎市に続いて、美里町や涌谷町も県外処分に動き出しています。

「焼却処分に反対する宮城県民連絡会」は、この事態を憂慮し、宮城県に対して、県外搬出先の公開、搬出の即時中止、搬出先での安全対策などについて、1月12日要望書を提出することになっています。

自分のところで処理しきれず持て余しているものを県外で焼却処分することにどんな正当性もありません。放射能のこれ以上の拡散を許してはなりません。

インフォメーション

山形訴訟控訴審判決期日
2024年1月17日(水) 14時半
仙台高等裁判所第101号法廷
県外焼却中止を求める 宮城県へ申入れ&記者会見
2024年1月12日(金) 13時半
宮城県庁
大崎住民訴訟
第1回口頭弁論期日
2024年1月25日(木) 15時
仙台高等裁判所第101号法廷
女川原発再稼働差止訴訟
第2回口頭弁論期日
2024年1月31日(水) 14時
仙台高等裁判所第101号法廷

文春新書 1333

なぜ日本は原発を止められないのか?

青木美希

「安全神話」に加担した
政・官・業・学
そして、

マスコミの大罪!



3・23 ストップ! 女川原発再稼働 さようなら原発全国集会in宮城

日時: 2024年3月23日(土) 14時集会 15時デモ スタート

会場: 仙台市勾当台公園市民広場

石巻地域の会通信

<連絡先>

電話：090-7932-4291(日野)

Fax：050-7554-1968

syokyaku.hantai@gmail.com

大崎住民訴訟控訴審が結審！判決日は、6月6日

「大崎住民訴訟 控訴審第1回期日報告」
弁護士 松浦 健太郎

【はじめに】

2024年1月25日(木)15時から、仙台高等裁判所にて、大崎住民訴訟の控訴審第1回口頭弁論期日が開催されましたので、審理内容につき以下のとおりご報告いたします。

【第1審判決後の経緯について】

2023年10月4日言渡しの一審判決に対し、10月16日に控訴を提起しました。控訴提起後50日以内に、控訴の理由を提出する必要があることから、12月5日、控訴理由書を提出いたしました。

さらに、本年1月17日付けで、矢ヶ崎克馬教授と青木一政さんの専門家証人について、証人尋問申請を求め証拠申出書を提出し、その他、書証を提出しております。

【口頭弁論期日について】

(1) まず、私から、意見陳述書を行いました。内容としては、控訴理由の概要と控訴審において審議すべき事項について述べました。控訴理由の概要については、前回報告のとおりですが、原審裁判所が、被告の裁量(判断の幅)の範囲の逸脱又は濫用と評価される場合を不当に狭める(裁量逸脱・濫用にならない方向)ものにしたことで、特措法の中身や、放射性物質のリスク管理等に関する各基準の前提となっているICRPの見解(年間1mSv以下)の不当性、内部被ばくの機序等といった中身の問題については全く判断されなかったという判断構造の問題を中心に、原審の判決が審理不尽(審理を十分に尽くしていない)となっており、控訴審では審理不尽となった中身の問題をしっかりと検討するよう求めました。

(2) 次に、今後の進行について協議がなされました。

裁判所は、上記専門家2名についての承認申請を却下しました。

弁護士が、証人尋問に必要性、両証人が指摘している事項が本訴訟の判断において極めて重要な点であること、矢ヶ崎克馬教授であれば、バグフィルターの問題、内部被ばくの機序等、青木一政さんであれば、尿検査等の科学的立証手段の説明等、その場で疑問点を確認できる証人尋問手続によるべき等と粘り強く証人尋問の実施を求めましたが、同判断は覆りませんでした。

＜裁判所が、判断枠組みを示す＞

- ・ **一審判決の判断枠組みは妥当ではない**
- ・ **なぜ特措法に基づき焼却できるのか**
- ・ **バグフィルターで漏れはないのか**
- ・ **申し合せ・覚書を考慮した裁量判断が妥当か**

その後、今後の審理について、裁判所は、本日の口頭弁論期日で結審とするとして、控訴人らが主張し、この日の意見陳述でも指摘があったように、一審判決の判断枠組みやその判断手法は妥当ではないこと、特措法において放射性廃棄物の定義が100Bq/kgから8000Bq/kgに変更された理由・経緯、なぜ特措法に基づけば焼却が許されるのか、バグフィルターで微粒子が99.9%捕捉されるという漏れはないのか、申し合せや覚書が持つ意味等の多くの事情をしっかりとみて総合考慮した上で裁量判断が妥当かと検討すべきと考えているという趣旨の話がありました。

その上で、弁護士から、かかる控訴審裁判所の判断のため、これまで提出している証拠の説明等を旨とする書面を提出すると申し、裁判所も出張立証の整理はしてもらいたいという回答がありました。

(3) 専門家証人の証人尋問が認められなかったことは残念でしたが、裁判長は、明確に一審判決の判断枠組みとは異なる判断枠組みで総合考慮する旨の発言がありましたので、一定の期待は持てるかと考えております。この判断を助けるためにも、弁護士としては、これまで出した199の書証についての説明をしっかりとしていきたいと思っております。

【判決について】

2024年6月6日(木)15時、仙台高等裁判所において、控訴審判決が下されます。上記のとおり、一審判決とは異なる判断枠組みによってなされることから、しっかりと中身を検討した上での判断になることを願いたいと思っております。

同判決は法廷でなされ、その後報告集會も開催しますので、是非ご参集下さい。

大崎・汚染廃訴訟 控訴審が結審 6月6日判決

仙台高裁

東京電力福島第1原発事故に伴う国の基準値(1給当たり8000Bq)以下の汚染廃棄物の焼却を巡り、大崎市などの住民が大崎地域広域行政事務組合に公金返還を求めた住民訴訟の控訴審第1回口頭弁論が25日、仙台高裁であり、即日結審した。判決は6月6日。住民側は、請求を棄却した昨年10月の仙台地裁判決

が裁量権の範囲を不当に限定し、住民組織と組合による申し合せの解釈も形式的だと批判。小林久起裁判長は「一審の判断枠組みには疑問を持っており、違ふところに立って検討する」と述べた。住民側が求めた専門家2人の証人尋問は「立証は尽くした」として却下した。住民側は2018年10月、組合による試験焼却は違法として提訴。組合は20年7月から1市2町の計3590トンを7年かけて処理する本焼却を進めている。



雪の中での事前集會



結審後の報告集會

放射能汚染廃棄物 県外焼却反対！ 秘密裏の県外搬出を即時停止を！ 県外搬出先の公開を求める！

放射能汚染廃棄物の県外焼却中止を！ 宮城県知事に要望書を提出

放射能汚染廃棄物焼却反対宮城県民連絡会が、宮城県知事に「放射能汚染廃棄物の県外焼却中止を求める要望書」を提出しました。宮城県が仲介し廃棄物を保管している自治体に県外の廃棄物事業者を紹介して、県外で焼却し民間処理場に焼却灰を埋め立てるということが、搬出元や搬出先の住民に知らされず秘密裏に強行されています。大崎市が終了し、他の市町に県外焼却が拡大する動きです。

宮城県がそれを仲介していることは、大崎市民の公文書開示請求で明らかになりました。住民自治を蔑ろにし、自分の庭で燃やせないものを隣の庭先で焼やすような行為はできない！大崎市民は、プライドが許さないといっています。目の前から原発推進に邪魔になるものを見えなくさせる様々なこと(汚染水海洋放出、汚染土の再利用と称する拡散、稲わら焼却処理)が反対を押しきって進められています。放射能汚染廃棄物焼却の県外焼却の中止を！隔離保管を！



能登半島地震受け宮城県知事に要望書提出

「女川原発2号機の再稼働同意を取り消せ！ 女川原発の安全性を検証する場の設置を！ 能登半島地震の知見を集め、避難計画の抜本的見直しを！」

宮城県内の市民団体が、能登半島地震の被害実態を受けて地元同意の取消し、避難計画の抜本的見直しを求めて宮城県知事に緊急要請しました。

原子力規制委員会は1月17日の定例会合で、能登半島地震を受けて原子力災害対策指針を見直すとしています。しかし、現行の指針では示されていない屋内退避の解除の時期などを明記するだけで、能登半島地震で原子力災害対策指針における防護措置の基本的な考え方を変更する必要はないとしています。

複合災害時の対応も、自然災害に対する安全確保後に原子力災害に対応するとしており、「被ばく前提」の避難計画であり、全くそのことが住民に知らされていません。自然災害と原子力災害の両立は、不可能であり、原発を止めるしかないのは明らかです。

2024年1月22日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

能登半島地震が突きつけた災害対策等の課題を直視して、 女川原発2号機再稼働への地元同意を取り消し、県独自に 安全性を検討する場の設置、避難計画の再検討を求める要望書

女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション
原発問題住民運動宮城県連絡センター

1月1日に発生した能登半島地震は、マグニチュード7.6、最大震度7、志賀町では観測史上最大の地震加速度2828ガルが記録されました。国と地方自治体は、防災対策の全面的な再検討を余儀なくされており、とくに原子力安全と原子力防災で、北陸電力志賀原発で発生した事象をふまえた見直しが緊急に求められています。そのさなかに東北電力が1月10日、女川原発2号機の安全対策工事完了と再稼働が、ともに「数カ月程度遅れる」と発表しました。完了延期は実に7回目ですが、今回は新たな工事完了時期をその場で示すことさえできませんでした。東北電力の技術力・工程管理能力に対して、深刻な不信を抱かせる事態となっています。これらの事態は、女川原発2号機再稼働に関わる審査や行政手続きの前提をくつがえすものが含まれています。そこで、県民の安全を守る責務を有する貴職に、以下の3点を緊急に要請いたします。

女川原発再稼働差止訴訟控訴審第2回口頭弁論報告

第2回口頭弁論は、被控訴人側が反論提出を引き延ばしてきたため控訴人(住民側)は結審を求めました。裁判所は結審にはせず、被控訴人側の反論を2月末までに提出させることとし、それに対する控訴人側からの再反論を3月末までに受けて審理を進める事になりました。次回第3回口頭弁論期日は、4月17日(水)15時からと決定しました。次回で結審になるかもしれない。東北電力の裁判引き延ばしは、裁判長の5月退官による裁判体の変更を期待して「一審判決の復活」を目論んでのようです。控訴人側の反論を徹底して「仙台高裁が示したの判断枠組み」を維持させ、勝利判決をもぎ取るために奮闘していきます。ご支援と注目を！(原告団)

東北電力は女川原発2号機の再稼働を中止せよ！

2024年3月23日(土)
仙台市 勾当台公園市民広場
14:00 集会スタート
15:00 アピール行進

「福島原発事故を忘れてはならない！」
「被災原発」を再稼働してはならない！
「避難計画」では逃げられない！

能登半島地震によって、これまでの原子力災害対策は全面崩壊しました。
「地震列島」日本で原発を動かすことは、あまりにも危険です！

仙台市街を貫く長蛇のアピール行進で民意を示そう！

上澤千尋氏
原子力資料情報室 (CNIC)スタッフ

演題
「原発と地震～基準地震動、志賀原発の現状から女川原発再稼働を問う」

講演について
主催団体第6回総会の記念講演です。

上澤千尋氏のプロフィール
1966年、富山県生まれ。CNICで原発事故担当。活断層・地震・原発の老朽化もテーマとして取り組む。質疑の時間ももうけています。

主催団体
大崎耕土を放射能汚染させない連絡会
連絡先 芳川良一
0229-52-3072

上澤千尋氏 講演会

事前申込み不要 入場無料

日時
2024年
3月2日(土)
14:00～15:30

会場
古川教育会館
大崎市古川駅前大通り1丁目5

みなさまへ コロナ感染対策のためマスク着用にご協力ください
お車でお越しの方に 会場は駐車場がありません 向いのアパホテルの立体駐車場(¥300/一日)・周辺の駐車場をご利用ください